

西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件

西宮市いじめ防止等対策委員会委員を下記のとおり委嘱する。

令和 7 年 3 月 12 日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤 岡 謙 一

記

1 委 嘱

(1) 被委嘱者

角谷 茉美 (学識経験者・弁護士)

大房 恵 (学識経験者・スクールカウンセラー)

(2) 委嘱年月日

令和 7 年 3 月 13 日

(3) 任期

令和 7 年 3 月 13 日～令和 9 年 1 月 31 日

(参考)

○西宮市附属機関条例 (抜粋)

(委員)

第 2 条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。

4 委員は、2 回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4 回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 46 条の 3 西宮市いじめ防止等対策委員会 (以下この条において「委員会」という。)

における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項、第3項及び第4項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。

- 2 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項、第3項及び第4項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名した委員」と読み替えるものとする。
- 5 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。
- 6 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 7 臨時委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。〔6〕
- 8 臨時委員を委嘱した場合の委員会及び部会における第3条第5項及び第6項並びに第3項の規定の適用については、これらの規定中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」とする。
- 9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

別表（抜粋）

西宮市いじめ防止等対策委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1条に規定するいじめの防止等のための対策を実効的に行うための調整及び審議並びに同法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査	10人	学識経験者 医療関係者 保護者代表 教育関係者
----------------	---	-----	----------------------------------

西宮市いじめ防止等対策委員会委員新旧対照名簿

○委嘱期間 令和7年2月6日から令和9年1月31日まで
【旧】

区 分	名 前	所 属	在任期間
学識経験者	福井 良江	一般社団法人 兵庫県社会福祉士会	3 期目
医療関係者	森村 安史	一般財団法人仁明会 仁明会病院理事長	2 期目
保護者代表	赤松 展彦	西宮市 P T A 連合会 会長	2 期目
教育関係者	西本 英典	西宮市立夙川小学校 校長	2 期目
教育関係者	西坂 大輔	西宮市立深津中学校 校長	2 期目

【新】

区 分	名 前	所 属	在任期間
学識経験者	福井 良江	一般社団法人 兵庫県社会福祉士会	3 期目
医療関係者	森村 安史	一般財団法人仁明会 仁明会病院理事長	2 期目
学識経験者	角谷 茉美	大阪弁護士会	1 期目 ※ 1
学識経験者	大房 恵	兵庫県臨床心理士会	1 期目 ※ 1
保護者代表	赤松 展彦	西宮市 P T A 連合会 会長	2 期目
教育関係者	西本 英典	西宮市立夙川小学校 校長	2 期目
教育関係者	西坂 大輔	西宮市立深津中学校 校長	2 期目

※ 1 委嘱期間 令和7年3月13日から令和9年1月31日